

# 申2号「休業指示に係る就業規則の改正について」に関する解明申し入れ 約400件に及ぶ組合員の声を集約し団体交渉に臨む!

JR東労組中央本部は「休業指示に係る就業規則等の改正について」6月9日に提案を受け、職場議論を行い、約400件に及ぶ組合員の声を集約し、7月9日申2号「休業指示に係る就業規則等の一部改正について」に関する解明申し入れを行いました。そして、7月13日と16日の2日間にわたり議論を行い、全24項目の議論を終了しました。

会社は「当面の新型コロナウイルス感染症や将来にわたる様々なリスクの発生に備えるとともに、社員等が安心して働ける環境を整える視点」から実施し

たいとしています。しかしながら、解明交渉を通じて「将来にわたる様々なリスク」の内容や、休業指示を行う場合の判断基準については、都度決定するとして明確には示されませんでした。さらに、都度決定する内容についても「必ずしも労使協議が必要とは限らない」という現状の認識も示されています。

基本交渉に向けて議論をつくりあげ、労働組合としてのチェック機能が果たせる制度の実現をめざしていきましょう!

## 解明交渉の主な特徴点

### 施策全体について

- **休業指定を実施する目的と必要性について明らかにすること。**
  - ・新型コロナウイルス感染症が、世界的に拡大し、現在も感染者が増えている。中長期的な待命休職はあるが、日単位での休業がないため明文化する。
  - ・企業にとって、休業は望むものではないが、就業規則に明文化することで、休業とは何か明確にできる。就業規則に何も無いより、休業という制度があることで、安心に結びつくと考えている。
  - ・現行の制度では、仮に休業すると60/100しか支払えないために改正する。
- **休業指定を実施することにより、雇用の確保に繋がるとする根拠を明らかにすること。**
  - ・雇用を失わないことと会社が存続することの両方を考える。
  - ・解雇の可能性が完全にゼロとは言えない。
  - ・現行では解雇の前には待命休職しかない。日単位の休業を制度化することで、雇用調整の選択肢を多く持つことが出来る。
  - ・休業は、一時的なもので、再開する可能性がある中で行う。
- **休業指定と待命休職との違いについて明らかにすること。**
  - ・休業指定は、勤務認証で行い、待命休職は発令行為である。
  - ・休業してから休職と順番を踏んで実施するものではない。
  - ・例えば、大規模な連休や都市間輸送がなくなるなどとなった時に、休業か休職かを選択することになる。
  - ・休職のイメージとしては、路線が廃止になり職場の業務が無く、事業を再開する可能性の低いときに行うという感覚。
- **休業指定を実施する際の基準について明らかにすること。**
  - ・4月1,000億円、5月1,000億円、6月640億円の減収となっている。休業指定は、基準を設けて運用するほど頻繁にあるものではない。
  - ・新型コロナウイルス感染症でも、現段階では休業を行うまでではないと考えている。
  - ・休業は、雇用を守る観点と企業を守る観点がある。
  - ・少子高齢化やネット技術の進展は、変革2027で踏まえている。休業とは趣旨が違う。
  - ・会社を発展させるために戦略的に行うことで生じるものに休業を行うのは当てはまらない。
  - 施策によって発生した人員に対して、休業する想定はない。

ポイント

ポイント

### 対象者について

- **対象者の選定はどのように行うのか明らかにすること。**
  - ・業務の有無によって判断しながら行っていく。非現業、企画部門も対象となりうる。
  - ・エルダー社員、グリーンスタッフ、テナポラリースタッフも対象になる。
  - ・対象職場の選定は、本社・支社で状況を確認しながら判断することになる。
  - 対象者はその都度判断していくことになる。
  - ・本社・支社で一定の考え方を整理して現場長が対象者に指示をする。
- **対象者に対する事前の説明を行うのか明らかにすること。**
  - ・社員周知は指示する前には行いたい。
  - ・会社として知り得ている情報は、出来る限り示したい。
  - ・期間についても、一定程度の予定を示したい。
- **個人の事情(家庭環境、健康状態等)をどのように把握し、考慮するのか明らかにすること。**
  - ・休業の指示については、公平感を損なわないようにやっていきたい。
  - ・基本としては、本人の希望や状況を把握するとはならない。
  - ・社員が働ける状況かはしっかり見ていく。
  - 個別の事情については、その都度相談を受けて対応していくことになる。

ポイント

### 期間について

- **一事象ごとに休業指定する期間を定めるのか明らかにすること。**
  - ・社員に説明した時点で先が見えれば良いが、先が見えるのかどうか今から明確にすることはできない。

- ・当面する期間など、その時に社員に説明できる部分は行っていきたい。
- ・会社として責任を持って、誤解を与えないようにしっかり行っていく。

- **一人当たりの休業指定の日数を平準化するのが明らかにすること。**
  - ・公平にしようとしても結果として偏りが出ることもある。出来るだけ平準化に努めていく。
  - 職場や担当業務によっては、偏りが発生することは否定できない。

### 賃金の取扱いについて

- **平均賃金の60/100以上としているが、全員同じ率が適用されるのか明らかにすること。**
  - ・全社員同じ率を適用する。
  - ・休業した日の分の賃金を日割り計算して控除し、平均賃金×支給率×休業日を支給する。
  - ・可能性として人によって率が変わることが絶対には言い切れない。
  - ・可能性としては、賃金の減額を行わない休業もあり得る。

ポイント

- **平均賃金の支給率はどのように決定するのか明らかにすること。**
  - ・事象によって違うため、会社が責任を持って慎重に決定することになる。
  - 事象や期間、規模、収入、支払い能力などを総合的に考える。
  - ・休業を行うとなった時に、雇用調整助成金など手続きが必要になることもあり得る。プロセスにおいて必要な議論は行う。労使協議が必ず必要とは考えていない

### 勤務の取扱いについて

- **月の途中において「休業」を指定する場合、勤務の変更はどのように取り扱うのか明らかにすること。**
  - ・一旦指定した休業日を変更する事態が多く発生するとは考えていない。
  - 変形開始後において、さらに休業を追加指定する想定はない。
  - ・休業日は、前月25日に指定する。
  - ・休日明示における休日に、休業を指定することはない。
  - ・休業日を同月内の別の勤務日と振り替える可能性はある。

ポイント

- **休業指定をする前に、本人の同意を得るのか明らかにすること。**
  - ・会社が指定するものであって、事前に希望日を把握したり本人の同意を得るものではない。

- **休業指定と年次有給休暇が競合する場合はどのように取り扱うのか明らかにすること。**
  - ・休業か年次有給休暇のどちらか早く指定された方が適用される。
  - ・全てにおいて先に発生した事由を優先するとは限らない。
  - 忌引等、休業との調整が必要になることも考えられる。

- **休業指定がされた日に、緊急呼出など勤務を指定することがあるのか明らかにすること。**
  - ・基本的に休業日に緊急呼び出しは行わない。
  - 予備や自宅待機なども組み合わせることを想定している。
  - ※どうしても必要になる可能性もあるが、ほぼ無いと考えている。

### 各種手当等における休業日数の取扱いについて

- **寒冷地手当の支給額、および期末手当の期間率を決定する際に、「会社が特に指定した場合を除く」とする場合の判断基準について明らかにすること。**
  - ・柔軟に対応出来るようにするために今回の条文の改正を行う。
  - 休業による減額や、休業指定の方法によって支給に差が出る可能性を考慮している。出来る限りマイナス分を少なくしたいというアプローチをしている。
  - ・事象や状況によっては、減額を行う可能性がある。
- **年次有給休暇の出勤日数、および昇進における在級年数等の除算において、「休業」の日数をどのように取り扱うのか明らかにすること。**
  - ・年次有給休暇の付与に関わる出勤日数に、休業指定された日は含まれる。
  - 休業が指定された日が多くなっても、それだけで自年度の年休の付与日数は減らない。
  - ・昇進の在級年数及び勤続年数に、休業指定された日は含まれる。

## 健康に留意し、夏期輸送を安全に乗り越えていきましょう!

コロナ禍において夏期輸送を担っている全ての仲間の皆さんに敬意を表します。

JR東労組は、**組合員の命を守るために、コロナウイルスに感染しない・させないを第一義に安心して働ける職場を全組合員でつくり出していきます!**

また、JR東日本グループ全体がコロナ禍の影響で大きく収入が落ち込む中、**経営の危機を全組合員と共有し、危機感を持って、安全に安心してご利用頂ける鉄道の運行をつくり出すために、組合員と共に議論をつくり出していきます!**

### ~私たちを取り巻く情勢~

緊急事態宣言を解除した5月25日以降、これまで段階的に自粛要請を緩和し、社会経済活動を引き上げてきました。国は、8月1日を目処にイベントなどで観客を収容人数の半分まで、上限なしで認めるよう緩和するほか、県境をまたぐ観光についても徐々に進めていく方針としています。

しかし、新型コロナウイルスの世界的流行は収まりません。全世界での1日あたりの感染者数が約23万人と過去最多を記録し、東京都では感染者数が293人(7月17日)となっています。

JR東日本の現状は、コロナ禍の影響で6月の鉄道営業収入が全年同月比43.5%減となるなど大幅な減収となっています。また、6月の訪日外国人旅行者は昨年比99.9%減となり、収入が大幅に落ち込んでいます。

そのような中、7月22日「Go To Travelキャンペーン」が開始され、旅行需要の創出効果は最大55.1%、最大1.37兆円の市場規模拡大に繋がると予測されていましたが、東京発着の旅行については当面の間支援の対象外となりました。



駅別乗車人員マイナス相次ぐ